

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年六月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後							改正前						
別表第三							別表第三						
都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	医療提供係数	都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	医療提供係数
(略)							(略)						
33420	加除		加除	加除		加除	33420	重症	医療法人権医未来ヘルスケアシステム医療病院	1.0063	0.0537	0.0399	0.0000
(略)							(略)						
33525	加除		加除	加除		加除	33525	増資川	医療法人権医未来ヘルスケアシステムこころの医療病院	1.0451	0.0486	0.0175	0.0000
(略)							(略)						
33005	加除		加除	加除		加除	33005	兵庫	医療法人権医未来ヘルスケアシステムこころの医療病院	1.0063	0.0514	0.0027	0.0000
(略)							(略)						